

法人インターネットバンキングサービスご利用規定

第1条 法人インターネットバンキングサービス

(1) 法人インターネットバンキングサービスとは

法人インターネットバンキングサービス(以下「本サービス」といいます。)は、パーソナルコンピュータ等(以下「端末」といいます。)を用いたご契約者(以下「ご契約先」といいます。)からの依頼に基づき振込・振替、税金・各種料金払込み、口座情報の照会、総合振込・給与振込・賞与振込の各データの伝送、その他当組合所定の取引を行うサービスをいいます。

①振込・振替サービス

ご契約先が振込・振替、残高照会、取引照会等の取引を行うサービスです。

②データ伝送サービス

ご契約先が総合振込・給与振込・賞与振込の各データの伝送を行うサービスです。

③収納サービス

ご契約先が料金等払込みサービス「Pay-easy(ペイジー)」を収納するサービスです。ただし、当組合は、その裁量により、本サービスの対象となる取引及び内容を、ご契約先に事前に通知することなく追加または変更する場合があります。かかる追加または変更により、万一ご契約先に損害が生じた場合にも、当組合の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当組合は責任を負いません。

(2) 利用申込

①本サービスの利用を申込まれるご契約先は、お取引がある当組合本支店窓口にて、本利用規定およびその他関連諸規定の内容をご了承のうえ、「法人インターネットバンキングサービス申込書」(以下

「申込書」といいます。)に必要事項を記載して提出してください。また、お申込時には、法人インターネットバンキングサービス手順書をお受取りください。なお、**取引が可能となるのは申込日から7営業日後からとなります。**

②**ログインIDの取得は申込日後60日以内に行ってください。**なお、60日を過ぎるとお取引が出来なくなりますので、当組合の取扱店にご連絡してください。

③当組合が「申込書」に押印された印影と届出の印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないものとして認めて取扱ったうえは「申込書」に偽造、変造その他事故があっても、そのために生じた損害については当組合は責任を負いません。

④ご契約先が本サービスを利用するにあたっては、ご契約先の安全確保のために当組合が採用しているセキュリティ措置、本利用規定に示した各種パスワードおよび暗証番号の不正使用・誤使用などによるリスク発生の可能性、および本利用規定の内容について了承したうえで、自らの判断と責任において申込をするものとします。

(3) マスターユーザ(契約者)および一般ユーザ(利用権限を与えられた利用者)

①ご契約先はマスターユーザとして、ご契約先が契約した本サービスにおける各種サービスについて利用権限を有するものとします。

②ご契約先は、マスターユーザの利用権限(振込・振替サービス、収納サービスが取扱いできます)を一定の範囲で代行する利用者(以下「一般ユーザ」といいます。)を当組合所定の手続きにより登録できるものとします。

③ご契約先は、マスターユーザおよび一般ユーザに関する登録内容の変更について、当組合所定の手続きにより直ちに届出するものとします。なお、変更の種類によっては変更手続に時間を要することがあり、この場合当組合は、変更手続が完了するまでの間は、マスターユーザおよび一般ユーザに関する登録内容に変更がないものとして処理することができるものとし、万一これによってご契約先に損害が生じた場合でも、当組合の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当組合は責任を負いません。

(4)ご契約先

当組合に契約先名義の預金口座を保有し、本サービスの利用について当組合が申込みを承諾した個人事業主または法人の方とさせていただきます。

(5)サービス利用時間

本サービスの利用時間は当組合所定の時間内とします。

ただし、当組合は取扱時間をご契約先に事前に通知することなく変更する場合があります。

なお、利用する時間帯はサービスにより異なる場合があります。

(6)ご利用口座

①代表口座は、ご契約先がお申込み店舗に開設しているご契約先名義の普通預金口座または当座預金口座の一つを本サービスによる取引に主に使用する口座として申込書により届出するものとします。

②利用口座は振込・振替サービス、収納サービスができる口座といたします。

(7)手数料等

①本サービスの利用にあたっては、当組合所定の手数料(以下「利用手数料」といいます。)および消費税をいただきます。

当組合は、利用手数料および消費税を普通預金規定、総合口座取引規定および当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書・キャッシュカードまたは当座小切手の提出を受けることなしに、申込書により届出の口座(以下「引落口座」といいます。)から、当組合所定の日に自動的に引き落としします。引落口座は代表口座とします。

②当組合は、利用手数料をご契約先に事前に通知することなく変更する場合があります。

③ご契約先は、取引内容により利用手数料以外に当組合所定の諸手数料および消費税を支払うものとします。

なお、提供する本サービスの追加または変更に伴い、諸手数料を新設・変更する場合においても前一号と同様の方法により引落とします。

(8)本人確認

①本サービスでは、当組合に登録されている「ログインID」と「ログインパスワード」「確認用パスワード」(以下「パスワード等」といいます。)との一致の確認、その他当組合が定める方法により本人確認を行います。利用に際して必要な「パスワード等」、その他の本人確認方法、設定方法等は当組合が定めるものとし、当組合が必要とする場合、変更することができるものとします。

②本サービスの利用開始にあたりパスワード等の他に照会用暗証番号、振込振替暗証番号、承認暗証番号、確認暗証番号(以下「各種暗証番号」といいます。)はご契約先自身が決定し、申込書により当組合に届出てください。

- ③当組合が本規定に従って本人確認をして処理を実施した場合、「パスワード等」「各種暗証番号」について不正使用、その他の事故があっても当組合は当該依頼をご契約先の意思に基づく有効なものとして取扱い、また、そのために生じた損害については当組合は責任を負いません。

(9) パスワード等および各種暗証番号の管理

- ①ご契約先自らの責任を持って厳重に管理していただくものとします。また、常にご契約先本人の占有・管理下に置かれるものとし、他人への貸与等を行わないでください。
- ②パスワード等および各種暗証番号は、当組合所定の方法により指定してください。また、これらの指定にあたっては、他人から推測可能な番号の指定は避けるとともに、定期的に変更手続きを行ってください。
- ③ログインおよび確認用パスワードの有効期間は90日で設定していますので、定期的に変更をお願いします。

本サービスのご利用にあたり、パスワード等の誤入力が入力回数まで連続して行われた場合は、その時点で本サービスを停止しますので、当組合の取扱店へ連絡してください。

第2条 振込・振替サービス

(1) 取引の内容

- ①本サービスにより振込または振替を依頼する場合は、当組合の定める方法および操作手順に基づいて、所定の内容を端末により操作してください。
- ②前項の操作により、当組合で受信したパスワード等ならびに支払指定口座の支店番号、科目コードおよび口座番号(以下「口座番号等」といいます。)が届出のパスワード等および支払指定口座の口座番号等と一致した場合には、当組合は送信者をご契約先とみなし、当組合が受信した依頼内容をご契約先の端末に返信します。
- ③ご契約先は、前項にもとづき返信された依頼内容をご確認ください。ご依頼の内容については、振込・振替内容確認画面の確認コードを受信した時点で確定するものとします。
- ④ご依頼の内容が確定した場合、当組合は確定した内容に従い、支払指定口座から振込金額と振込手数料との合計金額または振替金額(以下「振込金額等」といいます。)を引落しのうえ、当組合所定の方法で振込または振替の手続きをいたします。
- ⑤支払指定口座からの振込金額等の引落しは、普通預金規定その他当組合の定める他の規定にかかわらず、通帳・カードおよび払戻請求書または小切手の提出は不要とし、当組合所定の方法により取扱います。
- ⑥この取扱いによる1回および1日あたりの振込金額または振替金額の限度は、当組合が定める金額の範囲内において、ご契約先があらかじめ当組合に対して届出た金額の範囲内とします。また、本サービスの利用時間は、当組合が別に定めた時間内とします。
- ⑦以下の各号に該当する場合、振込および振替はできません。
- ア. 振込または振替時に、振込金額等が支払指定口座より払い戻すことができる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます)を超えるとき。
- イ. 支払指定口座が解約済のとき。
- ウ. ご契約先から支払指定口座についての支払停止の届出があり、それにもとづき当組合が所定の手続きを行ったとき。
- エ. 差押等、やむを得ない事情があり、当組合が支払を不相当と認めるとき。
- オ. 振替取引で入金指定口座が解約済などの理由で入金できないとき。

⑧振替取引で入金指定口座への入金ができない場合には、振替金額を当組合所定の方法により、当該取引の支払指定口座へ戻入れます。

なお、振込取引で入金指定口座への入金ができない場合には、組戻し手続きにより処理します。

(2) 依頼内容の変更・組戻し

①振込取引で依頼内容の確定後にその依頼内容を変更する場合には、当該取引の支払指定口座がある当組合本支店の窓口で次の訂正の手続きにより取扱います。

ただし、振込先の金融機関・店舗名または振込金額を変更する場合には、次項に規定する組戻し手続きにより取扱います。

ア. 訂正の依頼にあたっては、当組合所定の振込組戻変更依頼書に当該取引の支払指定口座にかかる届出の印章により記名押印して提出してください。この場合、当組合所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。

イ. 当組合は振込組戻変更依頼書に従って、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。

②振込取引で依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、当該取引の支払指定口座がある当組合本支店の窓口で次の組戻し手続きにより取扱います。

ア. 組戻しの依頼にあたっては、当組合所定の組戻依頼書に当該取引の支払指定口座にかかる届出の印章により記名押印して提出してください。この場合、当組合所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。

イ. 当組合は組戻依頼書に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。

ウ. 組戻された振込資金は、振込組戻変更依頼書に指定された方法により返却します。現金で返却を受けるときは、当組合所定の受取書に届出の印章により記名押印して提出してください。この場合、当組合所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。

③前2項の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、訂正または組戻しができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。

④振込組戻変更依頼書等に使用された印影と届出の印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱ったうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

⑤振替取引の場合には、依頼内容の確定後は依頼内容の変更または依頼の取り止めはできません。

第3条 照会

(1)本サービスで照会を行うには、当組合の定める方法および操作手順にもとづいて、所定の内容を端末により操作してください。

(2)前項の操作により、当組合で受信したパスワード等が届出のパスワード等と一致した場合には、当組合は送信者を依頼人とみなし、当組合が受信した照会内容に対応する情報を依頼人の端末に返信します。

第4条 料金等払込みサービス「Pay-easy(ペイジー)」

(1)料金等払込みサービス「Pay-easy(ペイジー)」(以下「料金等払込み」といいます。)は当組合所定の収納機関に対し税金手数料料金等(以下「料金等」といいます。)の払込みを行うため、ご契約先がご契約先の端末より当組合のインターネットバンキングを利用して、払込資金をインターネットバンキングにかかるご契約先の預金口座から引落とす(総合口座取引規定およびローンカード規定に

もつぎ当座貸越により引落とす場合を含みます。以下同じです。)ことにより料金等の払込みを行う取扱いをいいます。

- (2) 料金等払込みを行うときは、当組合が定める方法および操作手順に従ってください。
- (3) ご契約先の端末で収納機関から通知された収納機関番号、お客様番号(納付番号)、確認番号その他当組合所定の事項を正確に入力して、収納機関に対する納付情報または請求情報の照会を当組合に依頼してください。但し、ご契約先が収納機関のホームページ等で納付情報または請求情報を確認したうえで料金等の支払方法として料金等払込みを選択した場合は、この限りではなく、当該請求情報または納付情報が当組合のインターネットバンキングに引継がれます。
- (4) 前項本文の照会または前項、但書の引継ぎの結果としてご契約先の端末の画面に表示される納付情報または請求情報を確認したうえで、ご契約先の口座番号、暗証その他当組合所定の事項を正確に入力してください。
- (5) 当組合で受信したご契約先の口座番号および暗証と届出のご契約先の口座番号および暗証との一致を確認した場合は、ご契約先の端末の画面に申込みしようとする内容が表示されますので、ご契約先はその内容を確認のうえ、当組合所定の方法で料金等払込みの申込みを行ってください。
- (6) 料金等払込みにかかる契約は、当組合がコンピュータ・システムにより申込内容を確認して払込資金を預金口座から引落とした時に成立するものとします。
- (7) 次の場合には料金等払込みを行うことができません。
 - ① 停電、故障等により取扱いできない場合
 - ② 申込内容に基づく払込金額に当組合所定の利用手数料を加えた金額が、手続時点においてご契約先の口座より払戻すことのできる金額(当座貸越契約があるときは貸越可能残高を含みます。)を超える場合
 - ③ 1日あたりのまたは1回あたりの利用金額が当組合の定めた範囲を超える場合
 - ④ ご契約先の口座が解約済みの場合
 - ⑤ ご契約先の口座に関して支払停止の届出があり、それに基づき当組合が所定の手続を行った場合
 - ⑥ 差押等やむを得ない事情があり当組合が不相当と認めた場合
 - ⑦ 収納機関から納付情報または請求情報についての所定の確認ができない場合
 - ⑧ 当組合所定の回数を超えて暗証を誤ってご契約先の端末に入力した場合
 - ⑨ その他当組合が必要と認めた場合
- (8) 料金等払込みにかかるサービスの利用時間は、当組合が定める利用時間内としますが、収納機関の利用時間の変動等により、当組合の定める利用時間内でも利用できないことがあります。
- (9) 料金等払込みにかかる契約が成立した後は、料金等払込みの申込みを撤回することができません。
- (10) 当組合は、料金等払込みにかかる領収書(領収証書)を発行いたしません。収納機関の納付情報または請求情報の内容、収納機関での収納手続きの結果等その他収納等に関する照会については、収納機関に直接お問い合わせください。
- (11) 収納機関の連絡により、料金等払込みが取消されることがあります。
- (12) 当組合または収納機関所定の回数を超えて、所定の項目の入力を誤った場合は、料金等払込みの利用が停止されることがあります。料金等払込みサービスの利用を再開するには、必要に応じて当組合または収納機関所定の手続を行ってください。
- (13) 料金等払込みにかかるサービスの利用にあたっては、当組合所定の利用手数料を支払っていただくことがあります。

(14)前号の利用手数料は、利用者の指定する口座から、通帳および払戻請求書の提出なしで引落としされるものとします。

第5条 データ伝送サービス

(1) サービスの定義

データ伝送サービス(以下「データ伝送」といいます。)とは、当組合に対し所定の申込手続きを完了したご契約先と当組合とが当組合との取引に関するデータ(以下「伝送データ」といいます。)を通信回線を通じて授受するサービスをいいます。

(2) 対象口座

データ伝送サービスの対象口座は、予め当組合所定の申込書によりご契約先が指定した代表口座を、総合振込、給与振込、賞与振込、取扱手数料等の支払指定口座とします。

(3) 取扱方法

- ①給与振込、賞与振込をご利用の場合、事前に振込指定口座の確認を行ってください。
- ②伝送データの授受にあたり、取扱時間、データの仕様等については、当組合が定める方法により行ってください。
- ③総合振込、給与振込、賞与振込をご利用の場合、振込資金および当組合所定の振込手数料および消費税(以下「振込資金等」といいます。)は、当組合所定の日時までに申込書によりご指定の口座に預入してください。振込資金等は、普通預金規定、総合口座取引規定および当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書・キャッシュカードまたは当座小切手の提出を受けることなしに、当組合所定の方法により取扱います。
- ④振込依頼内容の変更・組戻しの取扱いについては、第2条第2項の規定を準用します。
- ⑤当組合は伝送データを正式データとして受領した以降は、原則として変更または取消しを行いません。

(4) ご利用振込限度額

- ①当組合は総合振込、給与振込、賞与振込について1回および1日あたり振込限度額を設定します。なお、この振込限度額はご契約先に通知することなく変更することがあります。
- ②ご契約先は前号のそれぞれのデータ伝送種類毎について、当組合が定めた1回および1日あたり振込限度額を限度に、振込限度額を設定することができるものとします。

(5) 振込指定日

① 総合振込

当組合宛および他行宛に振込を行う場合、平日の午後2時35分までは翌営業日から7営業日後まで、午後2時35分以降は2営業日後から7営業日後まで(土・日曜日は全て2営業日後から7営業日後まで)が指定できます。

② 給与振込・賞与振込

当組合宛の振込を行う場合、平日の午後2時35分までは2営業日後から7営業日後まで、午後2時35分以降は、3営業日後から7営業日後まで(土・日曜日は全て3営業日後から7営業日後まで)が指定できます。他行宛の振込を行う場合、平日の午後2時35分までは3営業日後から7営業日後まで、午後2時35分以降は4営業日後から7営業日後まで(土・日曜日は全て4営業日後から7営業日後まで)が指定できます。なお、この振込指定日はご契約先に通知することなく変更することがあります。

(6) 残高不足の取扱

① 総合振込

振込資金等は振込指定日に引落を行い、振込資金等が代表口座より払戻すことができる金額を超える場合は振込を行いません。また、同一指定日に複数の総合振込を指定されている場合も、振込資金等が代表口座より払戻すことができる金額を超える場合は振込を行いません。

② 給与振込・賞与振込

振込資金等は振込指定日にかかわらず、平日に振込を午後 2 時 35 分までに行った場合は翌営業日に振込資金等を引落とし、午後 2 時 35 分以降に行った場合は翌々営業日に(土・日曜日に振込を行った場合は全て翌々営業日に)振込金額を引落すため、代表口座より払戻すことができる金額を超える場合は振込を行いません。なお、同一指定日に複数の振込資金等を指定されている場合は、代表口座より払戻すことができる金額の振込は引落して振込を行いますが、払戻すことができる金額を超える振込は振込を行いません。

(7) 振込限度額の取扱い

取組日にお届けいただいている振込限度額(当組合が定めた振込限度額の範囲内)を超える振込の場合は、振込指定日にかかわらず取組日に振込を中止させていただきます。

第6条 取引内容の確認

- (1) 本サービスにより取引を行った場合は、速やかに本サービスにより処理状況を照会してください。また、普通預金通帳への記入または当座勘定照合表により取引内容を確認してください。万一、取引内容・残高に相違がある場合は、直ちにその旨をお取引店にご連絡ください。
- (2) ご契約先と当組合の間で取引内容、残高等に疑義が生じたときは、当組合が保存する電磁的記録内容を正当なものとして取扱います。

第7条 免責事項

- (1) 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由により取扱いが遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- (2) 当組合の責によらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびにインターネットの不通により取扱いが遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。なお、当組合が意思確認電文を受信する前に回線等の切断・障害等により取扱いが中断したと判断される場合、取扱内容をお取引店にご確認ください。
- (3) この取扱いによる振込または振替依頼の受付の際、送信されたパスワード、端末の番号および支払指定口座の口座番号等と届出のパスワード、端末の番号および支払指定口座の口座番号等との一致を確認して取扱いましたうえは、パスワード等につき不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については当組合は責任を負いません。また、端末につき盗用または不正利用その他の事故があっても、そのために生じた損害については責任を負いません。
- (4) 回線、インターネット等の通信経路において盗聴等がなされたことにより依頼人のパスワード、取引情報等が漏洩した場合、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- (5) 当組合以外の金融機関の責に帰すべき事由により、取扱いが遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害については当組合は責任を負いません。

第8条 届出事項の変更等

- (1) 各種暗証番号、ご利用口座、名称、商号、住所、電話番号、その他届出内容に変更がある場合には、当組合所定の書面によりお取引店に直ちにお届けください。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- (2) 前項による届出事項の変更届出がなかったために、当組合からの通知または送付する書類等が延着し、または到着しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第9条 解約

(1) 都合解約

本サービスは、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当組合に対する解約の通知は書面によるものとします。また、1年以上にわたり、本サービスによる振込または振替が発生しない場合、当組合はあらかじめ書面で通知の上、その取扱いを中止することがありますので、ご了承ください。

- (2) 代表口座の解約 代表口座が解約されたときは、本契約は全て解約されたものとみなします。

(3) サービス利用口座の解約

サービス利用口座が解約されたときは、当該口座に対する本サービスは解約されたものとします。

(4) サービスの強制解約

ご契約先が、以下の各号の一に該当したときは、当組合はいつでもご契約先に事前に連絡することなく本契約を解約することが出来るものとします。

- ① 1年以上にわたり本サービスの利用がない場合
- ② 利用手数料の支払が遅延した場合
- ③ 当組合との取引約定に違反した場合、その他当組合が本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合
- ④ 住所変更等の届出を怠るなどにより、当組合においてご契約先の所在が不明となった場合
- ⑤ 支払の停止または破産、特別精算、会社整理、会社更生もしくは民事再生の手続き開始の申立てがあったとき
- ⑥ 営業の全部または一部を譲渡したとき、または会社分割、合併もしくは解散の決議があったとき
- ⑦ 手形交換所及びでんさいネットの取引停止処分を受けたとき
- ⑧ 本サービスを不正利用したとき

- (5) 前項のほか次の各号の一にでも該当し、当組合がご契約先との取引を継続することが不適切である場合には、当組合は本サービスを停止し、または解約の通知をすることにより本サービスを解約することができるものとします。

なお、この解約によって生じた損害については、当組合は責任を負いません。

また、この解約により当組合に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

- ① 本サービスの申込前にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

- B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的を持ってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与しているものが暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③ 本人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにでも該当する行為をした場合
- A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為

第10条 届出印

- (1) 本サービスにかかる届出事項の変更、解約等には、あらかじめお届出の印鑑を使用してください。
- (2) 当組合は、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

第11条 規定の準用 この規定の定めのない事項については、普通預金規定(総合口座取引規定を含みます。)各サービス利用口座にかかる各種カード規定、振込規定ならびに当座勘定規定および当座勘定規定貸越約定書、総合振込に関する契約書、給与振込に関する契約書等により取扱います。

第12条 サービス内容・規定の変更 本サービス内容あるいは本規定について、当組合はご契約先に事前に通知することなく変更できるものとします。なお、当組合の責めによる場合を除き、当組合の任意の変更によって損害が生じても、当組合は一切責任を負いません。

第13条 契約期間 この契約の当初契約期間は契約日から起算して1年間とし、ご契約先または当組合から特に申し出のない限り、契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

以 上

平成25年10月1日現在